



事務連絡
令和3年2月4日

公益社団法人 日本精神科病院協会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医政局総務課

「オンライン資格確認」を導入する医療機関等における
個人情報の利用目的の例示について（協力依頼）

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

令和元年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第9号）において、マイナンバーカードを健康保険被保険者証（国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証を含む。以下同じ。）として利用できるようになるとともに、医療機関等の窓口で、直ちに資格確認ができるようになる「オンライン資格確認」が令和3年3月から導入されることとなりました。

今般、「オンライン資格確認」を導入する医療機関及び薬局（以下「導入医療機関等」という。）においては、従来の健康保険被保険者証によって資格確認を行う場合には、当該機関の職員等が被保険者等記号・番号等を資格確認端末に入力し、審査支払機関に照会を行うこととなります。

このため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。別紙1参照）を踏まえ、導入医療機関等における個人情報の利用目的の例示について、下記のとおり整理し、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）あてに事務連絡を发出了したので、御了知いただくとともに、傘下会員に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

記

1 導入医療機関等における個人情報の利用目的の例示について

導入医療機関等における個人情報の利用目的の例示は、以下とする（ガイドランスの別表2*の対照表は別紙2参照）。

【患者への医療の提供に必要な利用目的】

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

・医療保険事務のうち、

一 審査支払機関又は保険者への照会

2 補足

現行、被保険者資格等の確認については、ガイダンスの別表2中「医療保険事務のうち、審査支払機関へのレセプトの提出」に附随する業務として職員等により審査支払機関等に適宜照会が行われている。

オンライン資格確認の導入後は、システムによって随時医療機関等側から照会業務が行われ、医療機関等から審査支払機関へ被保険者等記号・番号等を提供することとなることを明確化する趣旨から、1の例示を示す。

なお、当該照会業務は、健康保険法（大正第11年法律第70号）等に規定する保険給付の支給事務に係るものであり、個人情報の保護に関する法律第23条第1項第1号に規定する「法令に基づく場合」に該当するため、本人の同意を得る必要はない。

※ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知）の「別表2 医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される利用目的」

○個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号） 抄

（利用目的の特定）

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2・3 （略）

（取得に際しての利用目的の通知等）

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 （略）
- 3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 （略）

オンライン資格確認を導入する医療機関等における個人情報の利用目的の例示

【対照表】

別表2 医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される利用目的 (医療機関等の場合) *	オンライン資格確認を導入した医療機関等における 個人情報の利用目的の例示
【患者への医療の提供に必要な利用目的】 〔医療機関等の内部での利用に係る事例〕 (略) 〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕 ・当該医療機関等が患者等に提供する医療サービスのうち、 －他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携 －他の医療機関等からの照会への回答 －患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合 －検体検査業務の委託その他の業務委託 －家族等への病状説明 ・医療保険事務のうち、 －保険事務の委託 －審査支払機関へのレセプトの提出 －審査支払機関又は保険者からの照会への回答 ・事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知 ・医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等 【上記以外の利用目的】 (略)	【患者への医療の提供に必要な利用目的】 〔医療機関等の内部での利用に係る事例〕 (略) 〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕 ・当該医療機関等が患者等に提供する医療サービスのうち、 －他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携 －他の医療機関等からの照会への回答 －患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合 －検体検査業務の委託その他の業務委託 －家族等への病状説明 ・医療保険事務のうち、 －保険事務の委託 －審査支払機関へのレセプトの提出 －審査支払機関又は保険者への照会 －審査支払機関又は保険者からの照会への回答 ・事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知 ・医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等 【上記以外の利用目的】 (略)

* 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
(平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知)

別添

事務連絡
令和3年2月4日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「オンライン資格確認」を導入する医療機関等における
個人情報の利用目的の例示について

令和元年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第9号）において、マイナンバーカードを健康保険被保険者証（国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証を含む。以下同じ。）として利用できるようになるとともに、医療機関等の窓口で、直ちに資格確認ができるようになる「オンライン資格確認」が令和3年3月から導入されることとなりました。

今般、「オンライン資格確認」を導入する医療機関及び薬局（以下「導入医療機関等」という。）においては、従来の健康保険被保険者証によって資格確認を行う場合には、当該機関の職員等が被保険者等記号・番号等を資格確認端末に入力し、審査支払機関に照会を行うこととなります。

このため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。別紙1参照）を踏まえ、導入医療機関等における個人情報の利用目的の例示について、下記のとおりお示しします。

なお、当該例示に当たっては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知。以下「ガイダンス」という。）で示す「別表2 医療・介護関係事業者の通常の業務で想定され

る利用目的」を参照しています。

貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知等よろしくお取り計らい願います。

なお、本例示については、法の規定に照らして妥当であることを、個人情報保護委員会に確認しております。

記

1 導入医療機関等における個人情報の利用目的の例示について

導入医療機関等における個人情報の利用目的の例示は、以下とする（ガイダンスの別表 2 との対照表は別紙 2 参照）。

【患者への医療の提供に必要な利用目的】

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

・医療保険事務のうち、

－審査支払機関又は保険者への照会

2 補足

現行、被保険者資格等の確認については、ガイダンスの別表 2 中「医療保険事務のうち、審査支払機関へのレセプトの提出」に附随する業務として職員等により審査支払機関等に適宜照会が行われている。

オンライン資格確認の導入後は、システムによって随時医療機関等側から照会業務が行われ、医療機関等から審査支払機関へ被保険者等記号・番号等を提供することとなることを明確化する趣旨から、1 の例示を示す。

なお、当該照会業務は、健康保険法（大正第 11 年法律第 70 号）等に規定する保険給付の支給事務に係るものであり、個人情報の保護に関する法律第 23 条第 1 項第 1 号に規定する「法令に基づく場合」に該当するため、本人の同意を得る必要はない。